

分譲マンション・賃貸マンションにお住まいの方に

災害用資器材等の購入費用を助成します！

（公財）まちみらい千代田では、マンションの災害用資器材の整備を促進するとともに、地域防災意識の向上を図るため、資器材等の購入費用を助成します。

～地震への備えを忘れずに～

- 地震後にあわてて外に出ない
- 家具の固定や建物の補強を行う。
- 3日分の物資の備蓄を行う。



1. 対象

区内に所在するマンションで、以下の要件を満たすものです。

対象要件	分譲	賃貸
管理規約の整備	○	—
マンション防災計画策定	○	—
建築基準法適合	○	○
全戸数の過半数、又は10戸以上が住宅	○	○
本助成制度を初めて利用 又は前回利用年度から3年以上経過	○	○
従業員300人未満の所有会社 又は個人所有者が賃貸している	—	○
居住者用震災マニュアル配布	—	○

2. 提出書類

- (1) マンションの災害用資器材等購入費助成金交付申請書兼誓約書
- (2) マンション災害用資器材等購入計画書
(資器材等の内訳については、見積書等の詳細が分かるものを添付する。)
- (3) 分譲マンション…管理組合等の規約、マンション防災計画※
賃貸マンション…震災マニュアル※、納税証明書、登記簿謄本

※申請時に防災計画又は震災マニュアルを策定していない場合は、まちみらい千代田で実施している防災アドバイザー制度を必要に応じて活用し、1年以内に策定することを確約していただきます。

3. 資器材等の例

◇ 非常用の資器材等

ヘルメット、手袋、携帯ラジオ、懐中電灯、投光器、
発電機、テント、簡易組立トイレ、工具類、チェーンソー等の破壊器具等

◇ 非常用の物資等

非常用食料・飲料水等（長期保存可能なもの）、寝具類、防災用被服、医薬品、
止水版、土のう、携帯地図、携帯トイレ等



4. 助成内容

	分譲（新規）	分譲（更新）	賃貸
補助率	2/3	1/2	1/2
限度額	20 万円 浸水対策を行う場合は 40 万円	15 万円 浸水対策を行う場合は 35 万円	10 万円 浸水対策を行う場合は 30 万円
補助回数	3 年ごと	3 年ごと	3 年ごと

※浸水対策を行う場合、上限額は20万円増額

5. 注意事項

- ◇ 申請する資器材等の内容によって助成の対象とならない場合がありますので、必ず事前（**備蓄物資等の購入前**）にご相談ください。

